(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び三百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二九番から同市津島町高田甲二一六三番一まで	前	A 八・六〇～八・六〇メートル	五〇・六八キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・六〇～一〇・一四メートル B・C 一〇・一四～二五九・〇五メートル	五〇・六八キロメートル 三・四五二キロメートル 三・七一一キロメートル 三・四五二キロメートル 三・七一一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

五(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢六八〇五番一地先から同町柳井川字鉢六八〇六番まで	前	三七・八〇～四五・一〇メートル	〇・〇五二キロメートル
	後	三七・八〇～六二・六〇メートル	〇・〇五二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
三十三号　愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川字鉢六八〇五番一地先から同町柳井川字鉢六八〇六番まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
みやま市高田町下楠田字渡瀬二七六三番二から同市高田町下楠田字渡瀬一六三一番一まで	前	八・八〇～一二・九〇メートル	〇・一三一キロメートル
	後	一二・〇〇～一四・〇〇メートル	〇・一三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百二十四号　鹿児島市古里町三四九番二から同市古里町三三七番三まで　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月十四日

国会事項

衆議院

答弁書受領

十月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出女性の学童擁護員（みどりのおばさん）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小野寺五典提出中国漁船衝突事案における中国人船長釈放の経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小野寺五典提出韓国で開催されたプロサッカーの試合において東日本大震災を中傷する横断幕が掲げられた件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出野田内閣が「なるべく早く」取り組もうとする諸課題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出児童・生徒が少ない地域における小中学校教育の体制確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出野田総理が主宰する「新たな会議体」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出オバマ米大統領の被爆地訪問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出政府による邦人保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する再質問に対する答弁書

報告書受領

十月五日会計検査院長重松博之から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、その制度を基に創設される求職者支援制度において職業訓練受講給付金が適正に支給されるよう、また、事業効果を適切に把握し十分に発現される体制となるよう厚生労働大臣に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援勘定等における政府出資金について、二種類の政府出資金が果たしている役割に重複している部分があることを考慮して必要な処置を講ずることにより、適切な規模とするよう国土交通大臣及び独立行政法人住宅金融支援機構理事長に対して意見を表示したもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの」

辞令

（庶務部長）衆議院参事　小島　克美

国際部長事務代理を免ずる

秘書課長事務取扱を免ずる（十月十二日）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○農林水産大臣臨時代理
　同　前田　武志

農林水産大臣鹿野道彦海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上十月六日）

○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　藤村　修

外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官を免ずる　鉢村　健

願に依り内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官を免ずる　大西正一郎

願に依り内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官を免ずる　戒能　一成

願に依り内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官を免ずる（各通）（以上十月七日）　加藤　恵祐